



児童扶養手当を 受けられる人は

受給できるのは、次の条件に該当する児童（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある人）を監護している母、または母に代わって養育している人です。ただし、所得制限があります。

該当条件

- 父母が離婚した後、父と一緒に生活していない場合
- 父が死亡した場合
- 父が重度の障害の場合（国

民年金の障害等級1級程度）
父の生死が明らかでない場合

父から引き続き1年以上遺棄されている場合

父が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合

婚姻によらないで懐胎した児童がいる場合

該当しない場合

母もしくは養育者、または児童が公的年金給付、または遺族補償を受けることができる場合

児童福祉施設に入所しているとき、または里親に養育されている児童

児童が父（重度の障害）に支給される障害年金給付の加算対象になつていない場合

手当の支給要件に該当した

後、五年を経過している場合
手続き先 児童家庭課（☎20 3179・第2庁舎2階）

家族介護用品購入費 を助成します

対象者 介護保険で「要介護4」または「要介護5」と認定された在宅高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族の人

対象品目 紙おむつ 尿取パット 使い捨て手袋 清拭剤 ドライシャンプー

助成費 一人あたり年額7万5000円まで
申請に必要なもの 領収書

（氏名・購入品目記載のもの）
申請先 各中学校区の在宅介護支援センター 高齢社会課（☎20 3173）

また、来年一月から助成方法が、従来の購入後に領収証に基づき助成する方式から、購入時に市が発行するクーポン券を使用する方式に変更になります。なお、クーポン券の利用には事前申請が必要です。受付は十二月中旬に行つて予定です。

クーポン取扱事業者を募集

対象者 前記対象品目を販売している事業者
十一月月中旬に取扱事業者説明会を行う予定です。

申し込み先 高齢社会課（☎20 3173）

老人医療受給者のみなさんへ

保険医療機関で診察などを受ける場合、初診時および月初再診時には、医療保険の「被保険者証」と老人保健の「医療受給者証」を医療機関受付窓口へ提出してください。また、次のような場合は、必ず届け出をしてください。

- 保険証が変わったとき
- 住所が変わったとき
- 死亡・転出したとき

手続き先 健康対策課（さざんか会館・☎20 3193）

放課後児童クラブ

放課後、保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びを中心とした学級を開設しています。（運営は放課後児童クラブ保護者に委託）
対象 1年間継続して預けられる小学校児童（原則1～3年生）
負担金 4000円～6500円（おやつ代を含む）
問い合わせ先 児童家庭課（☎20 3179）

小学校名	電 話
日進	☎23-3371
明德	☎23-5662
城北	☎090-4690-0191
富桑	☎22-4239
岩倉	☎090-3889-0664
修立	☎070-6166-2320
浜坂	☎090-4891-7282
末恒	☎070-5420-7125
湖山西	☎090-9505-3637
若葉台	☎090-9739-1087
美保南	☎090-8711-3561
中ノ郷	☎090-4896-4028
世紀	☎090-4698-7772
美保	☎090-7597-9900
面影	☎090-6411-5169
津ノ井	☎070-5824-6442

久松および稲葉山小学校は平成14年4月の開設予定です。